



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 奥 村 組
代 表 者 名 代表取締役社長 奥村 太加典
(コード番号 1833 東証・大証第1部)
問 合 せ 先 社長室経営企画部長 脇本義彦
(TEL. 06 - 6621 - 1101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 75 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役および社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定（変更案第 22 条、第 30 条）を新設するものであります。

なお、変更案第 22 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 22 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
第 22 条 ~ 第 28 条 (条文省略)	第 23 条 ~ 第 29 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 29 条 ~ 第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 31 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)</p>

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成24年 6 月28日

定款変更の効力発生日

平成24年 6 月28日

以 上